

平成24年第4回尾鷲市議会定例会会議録

平成24年12月4日（火曜日）

○議事日程（第1号）

平成24年12月4日（火）午前10時開会

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第56号 | 尾鷲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第57号 | 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第58号 | 尾鷲市総合保養地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第59号 | 尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第60号 | 尾鷲市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第61号 | 尾鷲市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第62号 | 平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について |
| 日程第10 | 議案第63号 | 平成24年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について |
| 日程第11 | 議案第64号 | 平成24年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について |
| 日程第12 | 議案第65号 | 平成24年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について |
| 日程第13 | 議案第66号 | 平成24年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第14 | 議案第67号 | 尾鷲市斎場の指定管理者の指定について
（提案説明、審議留保） |

日程第 1 5 議案第 6 8 号 尾鷲市教育委員会委員の選任について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 1 6 報告第 1 0 号 専決処分事項の承認について (平成 2 4 年度尾鷲市
一般会計補正予算第 4 号)

(説明、質疑、討論、採決)

日程第 1 7 報告第 1 1 号 須賀利巡航船有限会社の平成 2 4 年度決算及び平成
2 5 年度事業計画 (清算事務) について

(報告、質疑)

○出席議員 (1 4 名)

1 番 北 村 道 生 議員	2 番 内 山 鉄 芳 議員
3 番 端 無 徹 也 議員	4 番 田 中 勲 議員
5 番 三 林 輝 匡 議員	6 番 神 保 美 也 議員
7 番 南 靖 久 議員	9 番 與 谷 公 孝 議員
1 0 番 大 川 真 清 議員	1 1 番 濱 中 佳 芳 子 議員
1 2 番 三 鬼 孝 之 議員	1 3 番 高 村 泰 徳 議員
1 5 番 中 垣 克 朗 議員	1 6 番 真 井 紀 夫 議員

○欠席議員 (1 名)

8 番 三 鬼 和 昭 議員

○説明のため出席した者

市 長	副 市 長
会計管理者兼出納室長	市 長 公 室 長
総 務 課 長	財 政 課 長
防 災 危 機 管 理 室 長	税 務 課 長
市 民 サ ー ビ ス 課 長	福 祉 保 健 課 長
環 境 課 長	商 工 観 光 推 進 課 長
魚 ま ち 推 進 課 長	木 の ま ち 推 進 課 長
建 設 課 長	

水 道 部 長
尾鷲総合病院事務長
尾鷲総合病院医事課長
教 育 委 員 長
教育委員会教育総務課長
教育委員会学校教育担当調整監
監 査 委 員

尾鷲総合病院総務課長

教 育 長
教育委員会生涯学習課長

監 査 委 員 事 務 局 長

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長
議 事 ・ 調 査 係 書 記

議 事 ・ 調 査 係 長

〔開会 午前 9時59分〕

議長（三鬼孝之議員） おはようございます。

これより平成24年第4回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、平成24年第4回定例会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会には、「尾鷲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」を初めとする議案13件と「専決処分事項の承認について」を初めとする報告2件を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（三鬼孝之議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、8番、三鬼和昭議員は所用のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略させていただきます。

ここで、本年第3回定例会において選任の同意をいたしました尾鷲市教育委員会委員につきまして、その後教育委員会が開催され、教育長が互選されました。

つきましては、新しく教育長に就任されました二村直司氏より御挨拶があります。

二村教育長。

〔教育長（二村直司君）登壇〕

教育長（二村直司君） 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。一言御挨拶させていただきます。

10月11日付で教育長に就任させていただき、この間、本当にたくさんの市民の皆様、各団体の皆様から心温まる励ましや、尾鷲の教育、文化、そして、スポーツの振興に対するたくさんの要望もいただきました。市民の皆様の教育、文

化、スポーツの充実に対する期待の大きさを改めて感じております。また、この職責の重さに身の引き締まる思いでおります。

議員の皆様や市民の皆様のお力をおかりして、このふるさと尾鷲の地域資源や風土を生かしたふるさと教育の充実を初め、子供や市民がともに集い、豊かに学び合う、ふるさと世代間交流などを通して教育を活性化させ、そして、地域におけるつながりの再生や、また、満足度、生きがいの向上を図り、尾鷲で育ち、尾鷲で学び、尾鷲を愛す人、次代をつくるおわせ人づくりを目指したいと思っております。今後の皆様の御支援、御協力をお願いしまして、私の挨拶といたします。

議長（三鬼孝之議員） ありがとうございます。今後とも、教育行政の御発展に御努力いただきますようお願いをいたします。

これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において10番、大川真清議員、11番、濱中佳芳子議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から12月20日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの17日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第56号「尾鷲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」から日程第14、議案第67号「尾鷲市斎場の指定管理者の指定について」までの計12議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました12議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 平成24年第4回定例会の開会に当たり、議案についての御説

明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

初めに、10月21日の深層水フェスタから始まり、熊野古道まつり、魚まつり、尾鷲節コンクール、おわせ海・山ツーデーウォーク、東紀州おわせ選抜少年野球大会、尾鷲市ふれあいスポレク祭と、約1カ月にわたってさまざまな秋のイベントが催されました。

悪天候にもかかわらず、躍動感あふれる演舞が繰り広げられた熊野古道まつりや、全国29都道府県から多数の参加があったおわせ海・山ツーデーウォーク、2大会ぶりに地元から優勝者を出した尾鷲節コンクールなど、いずれも盛会裏に終えることができました。これら秋のイベントに御参加、御来場いただきました皆様を初め、各実行委員会、ボランティアスタッフ、各関係機関の皆様に、心から敬意と感謝を申し上げます。

次に、防災対策についてであります。

昭和19年12月7日に未曾有の被害をもたらした昭和東南海地震から既に68年が経過しようとしており、南海トラフ巨大地震の発生が一段と危惧されております。過去の災害や東日本大震災などから学んだ教訓を今後の防災対策に生かしていくことが大切で、本市の防災対策は、とりわけ津波対策が喫緊の課題であります。

そこで、来る12月15日に尾鷲港第4岸壁を主会場として、尾鷲市巨大津波対処関係合同訓練を実施いたします。被災者の救助及び被災地域の早期復旧には、実際の被災前に、広域的な防災関係機関がさまざまな問題点を検証、改善するとともに、各機関の連携強化を一層図ることが必要不可欠なものであることから、この合同訓練を実施するものであります。

当日は陸・海自衛隊、海上保安部、三重県警など17機関の参加を得て、展示型実働訓練とするとともに、今回、当地域では初めてとなる長距離伝達にすぐれたホーンアレイスピーカーや電光掲示板を用いて、会場で事業従事をする方々を対象とした情報伝達の実証実験も行いますので、地域住民の皆様方のより多くの参加と見学をお願いするものであります。

次に、土砂災害情報相互通報システム整備事業についてであります。

被災後の早期の救出支援には、情報収集と伝達が重要であることから、平成22、23年度に防災専用の住民と行政の相互通報機能を有した通信インフラを構築いたしました。さらに充実強化を図るため、県からの受託事業で、ウェブカ

メラが未設置となっている早田、三木浦、三木里、曾根、梶賀の5地区へのカメラ及び曾根町大崎へ夜間でも視認可能な赤外線カメラを設置いたします。また、あわせて、カメラ増設に伴う通信容量の増加に対応するための回線補強を行います。

さらに、現在、住民の皆様には、Eメールで雨量や土砂災害関係情報を配信しておりますが、新たにスマートフォン、携帯といった機種にも対応可能となるようなコンテンツの作成やシステムの改修を図ってまいります。

次に、先般、北浦西町地内の土地4,290平方メートルを、国から無償譲与を受けることができました。この土地は津波のおそれがない高台にあることから、北浦・宮ノ上地区を中心とした避難場所として利用するとともに、将来、防災備蓄倉庫用地として活用することなどを検討しております。

次に、本市における採石業は、その事業活動に伴い発生する濁水など、環境への影響が問題となっており、現在、矢ノ川上流において計画されている新規採石事業についても、環境保全を危惧する反対意見が市内外から寄せられ、約2万2,000人の反対署名が提出されました。

本市といたしましても、この状況を真摯に受けとめ、事業認可権者である県に対して、現行の法基準では環境を保全し切れないことから、新たな制度の要望を含めて、10月17日に新規採石事業計画に関する意見書を提出いたしました。

また、現在、濁水問題に対する事例調査を行っているほか、町内に採石業に伴う濁水問題対策検討会を設置し、協議、検討を行っているところであります。

次に、商工観光業の振興についてであります。

販路開拓につきましては、4年目となる尾鷲まるごとヤーヤ便が大変好評を得て、年4回、旬の特産品と地域の情報をお届けしているところでありますが、もう少し手軽に購入できる特産品セットを設けられないかとの声が多く寄せられておりました。そこで、協同組合尾鷲観光物産協会では、1年を通じて御利用いただける尾鷲よいとこギフトを企画しましたので、お歳暮品としても御活用いただきたいと思っております。

次に、尾鷲よいとこスタンプ事業につきましては、市内61店舗の事業者が参画した尾鷲よいとこスタンプ会が、市内消費活動への活性化と地域経済への振興に寄与することを目的に活動されております。

さらに、今月末までの期間中に加盟店の6店舗で買い物をすると、抽選で豪華賞品が当たる歳末スタンプラリーイベントが開催されており、毎年恒例の新春拡

大抽選会も行われることから、ことしはダブルチャンスの特典となっております。また、今月8日に開催される「マ・チ・ナ・カ・イルミネーション」点灯式当日の出店でも同会のスタンプが使用できるようになっており、同会会員の61店舗と当イベント限定の臨時加盟店33店舗の94店舗で、イベント専用台紙が配布されております。

このように、年末に向けていろいろなイベントが行われますので、市民の皆様には、ぜひよいくスタンプを御活用いただきたいと思いますと思っております。

次に、まちの駅事業につきましては、本年8月からまちの駅ネットワークおわせ設立準備会において、ネットワーク化の仲間づくりや発足に向けた諸準備を進めてきました。

また、先月20日には、まちの駅の仕組みや先進事例などの講演会とともに、まちの駅への参加募集説明会を行ったところであります。今月10日まで募集しておりますので、ぜひまちの駅に御参加いただき、多くの来訪者や市民の皆様が気軽に立ち寄れる、町なかでの交流の場づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、実践型地域雇用創造推進事業についてであります。

本事業は、平成19年度に東紀州地域の5市町などで組織した東紀州地域雇用創造推進協議会が、さらに、本年12月から平成26年度まで、国の受託事業として実施するものであります。

3年間の主な事業としては、特産品開発セミナーなどによる雇用拡大メニューや人材育成メニュー、就職促進メニューに取り組むほか、本市は、特に観光物産の情報発信事業や観光と食の新商品開発事業の雇用創出実践メニューを行うことになっております。また、事業全体で事業推進員が3人、実践支援員が5人雇用されることになっており、3年間で1億3,589万7,000円の事業費が予定されております。

事務局は本市の町内に設置することになっておりますが、同協議会を中心に、東紀州5市町などで本地域の雇用創出を図ってまいります。

次に、集客交流事業についてであります。

従来からの発地型観光ではなく、本市の多様な地域資源を生かした着地型観光を進め、集客交流による地元消費の拡大を図るため、協同組合尾鷲観光物産協会とともに企画ツアー商品の開発を行っております。

先日も、おわせの森セラピーとおわせの海教室のモニターツアーを行ったとこ

ろであります。参加者からおおむね良好な御意見をいただきました。今後とも、本市の資源や魅力を発揮させ、より多くの来訪者を迎えることができる体制づくりを推進してまいります。

次に、本市における子育て支援につきましては、その指針となる尾鷲市次世代育成支援行動計画に基づき取り組んでおり、少子高齢化が進む本市においては、子供は地域の宝であり、若い世代が安心して子供を産み育てることができる環境づくりは、重要な課題の一つであると認識しております。

このようなことから、保育所の整備につきましては、さきの定例会で保育所の現状と課題、入所児童数の推計及び保育所整備に係る基本的な考えを、また、先月の委員会で整備スケジュールをお示したところであります。今後の整備計画の概要や課題等については、今定例会の委員会で報告したいと考えております。

次に、尾鷲の教育のあるべき姿を示す尾鷲市教育ビジョンの策定につきましては、第6次尾鷲市総合計画にうたわれているおわせ人づくりの取り組みの一つである、時代を担う人づくりをより具現化するため、多くの市民の皆様からいただいた夢や希望、思いや願いをもとに、策定委員の皆様と検討を進めてまいりました。現在、最終の取りまとめ段階に入っており、平成25年第1回定例会で報告させていただく予定であります。

本ビジョンは、策定委員の皆様による熱心な議論をもとに、本市教育の指針となる基本理念を、共創、共育、共感、次代をつくるおわせ人づくりとしました。子供たちの未来に向けた学校教育の充実を初め、生涯学習の推進や生涯スポーツの振興、尾鷲市の豊かな伝統や文化の継承など、今後本市が目指すべき尾鷲市教育の基本的な方向性や重点施策等を示したもので、尾鷲で育ち、尾鷲で学び、尾鷲を愛すおわせ人づくりを目指し、教育の活性化に取り組んでいく内容になっております。

次に、昨年、国の特別天然記念物の指定を受けました須賀利大池及び小池は、地層学上、また、植生学上、非常に価値の高い天然保護区域であります。

この貴重な自然を将来にわたって保全する必要があることから、本年10月18日に国、県、市の関係機関及び須賀利地区で組織した須賀利大池及び小池保全管理委員会を立ち上げ、適切に管理保全していくための基本方針を策定することにしました。また、委員会では、船着き場等を含めた大池、小池周辺の整備計画につきましても協議してまいります。

次に、第2次尾鷲市環境基本計画の策定についてであります。

本市では、平成15年度に第1次尾鷲市環境基本計画を策定し、この間、海や川、森林といった自然環境の保全、ごみ減量や資源回収などの廃棄物対策など、市民の健康な暮らしと安全を維持するための生活環境の保全対策に努めてまいりました。

しかしながら、依然として水質汚濁等の解決すべき環境問題が残っており、また、国内では、地球温暖化の問題、生物多様性の損失などが社会的に重要な課題として取り上げられております。さらに、昨年3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故をきっかけに、エネルギー政策の方向転換を迫られるなど、環境対策そのものを見直す動きが全国に広がっております。

このような中、平成34年度を目標年度とする第2次尾鷲市環境基本計画を策定するに当たり、先月6日に三重大学副学長、朴恵淑教授を委員長とする尾鷲市環境審議会に諮問いたしました。

本審議会では、第1次尾鷲市環境基本計画の進捗評価及び今回実施したアンケート調査結果を踏まえ、平成25年度から平成34年度までの10年間の各種取組方針、方策とともに、短期、中期的な取り組みも視野に入れた御審議をお願いしております。

次に、市町村設置型合併処理浄化槽整備事業についてであります。

生活排水を適切に処理することは、公共用水域の水質保全を図る上で重要なことであり、また、平成22年度における本市の生活排水処理率は、22.2%と県下ワースト2位といった状況にあります。

このため、平成23年度に生活排水処理対策の計画を見直し、市内全域を合併処理浄化槽での整備に変更しましたが、現在本市が進めている個人設置型整備事業を市町村設置型整備事業に移行することが可能であるかを判断するため、本年度から市町村設置型PFI事業導入可能性調査を実施いたしました。

本調査では、10年間で900基の整備目標を設定した上で、市が直営で行った場合との比較や、市民、民間事業者の意向調査などを行い、事業開始10年間の合併処理浄化槽関連経費は、約6,400万円の削減効果が見込まれました。また、市内在住の1,000世帯を対象とした調査結果では、60%を超える市民が、合併処理浄化槽を整備すべきであると回答されており、そのうちの約75%が、10年以内に整備すべきとのことでした。

これらのことから、市町村設置型によるPFI事業には優位性が認められ、導入が可能であるとの判断から、今後は、さらに課題を整理しながら、市町村設置

型 P F I 事業導入アドバイザー業務に着手してまいりたいと考えております。

このアドバイザー業務の内容は、本市にかわって、市町村設置型整備事業を実施する特別目的会社の選定や、専門的な知識が要求される実施方針、特定事業の選定、公表、募集要項などの作成、選定後の契約締結への支援が主なものとなっております。

次に、資源プラスチック類の分別回収についてであります。

平成 25 年度からの指定ごみ袋による可燃ごみ処理の有料化に合わせて、現在可燃ごみとして処理しているプラスチック類のうち、軟質プラスチックの分別回収を行うことにしました。

プラスチック類については、ごみの組成分析調査結果から、重量比で約 10%、容積比では約 40%となっており、ごみ袋の約半分の容積を占めていることが確認されております。これを資源物として分別回収することによって、一般家庭から排出される可燃ごみの約 4 割を削減することができます。

資源プラスチック類の分別回収の頻度については、排出量が多いことから週に 1 回の回収とし、須賀利・輪内地区については通常の資源物の回収日に、尾鷲地区については手狭なステーションが多いことから、可燃ごみ、資源物の回収日以外の日に、現在の資源物回収ステーションで回収を行う予定です。

また、既に分別回収を行っている紙類であります。可燃ごみへの混入割合が大きく、特に包装紙が紙全体の 40%を占めている現状を踏まえ、ティッシュペーパー等を除いて、10センチ四方以上の紙であれば、その他紙類として資源物に分別することによって、さらに可燃ごみを削減することができます。

これらのことにより、市民の皆様が購入されるごみ袋の枚数が大幅に減少するとともに、製造工場の延命化と新ごみ処理施設の処理能力への反映が可能になると考えております。

また、先月 26 日から市内 26 会場で、資源プラスチック類の分別回収やごみ減量の方法等について、担当課が住民説明会を行っておりますので、市民の皆様には、お近くの会場での説明会にぜひとも御参加いただけますようお願い申し上げます。

次に、ふれあいバスの運行についてありますが、三木浦地区及び天満地区から路線延長等の要望があったことから、現在、地元及び関係機関と協議を重ね、来年度中の運行を目指しております。

三木浦地区の路線延長は、三木浦漁港整備事業の完了に伴う約 650メートル

の路線延長で、「コノワロ」でのUターンを予定しております。天満地区につきましては、臨港道路まで運行しようとするもので、バス運行の安全性を確保するため、車両等の相互交通が可能な臨港道路終点でUターンする約1キロメートルを予定しております。

いずれも高齢化が進む本市において、地域住民のニーズに応じた交通ネットワークを形成するものであり、交通安全を第一としたバス運行には、地元の御協力が不可欠でありますので、よろしくお願い申し上げます。

また、10月1日からスタートしたふれあいバス須賀利線につきましては、トラブルや苦情等もなく順調に運行しており、今後とも利用者の御意見等を参考にしながら、より利便性が高く効果的な運行に努めてまいります。

続きまして、今回提案しております議案について御説明いたします。

議案第56号「尾鷲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法の整備により、水道法の一部改正が行われ、水道事業者が布設工事監督者の配置及び資格に関する基準並びに水道技術管理者の資格に関する基準を条例で定めることとなったため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第57号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について」であります。この一部改正につきましても、地域主権改革一括法の整備により、地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条が削除されたことに伴い、国や独立行政法人等に対する寄附等の制限がなくなったため、寄附や減額貸し付け等が発生することも想定されることから、対象を「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体」に新たに「国」を加える等、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第58号「尾鷲市総合保養地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」につきましても、地域主権改革一括法の整備による総合保養地域整備法の一部改正に伴う条例の項ずれを解消しようとするものであります。

次に、議案第59号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」につきましては、平成25年度に導入する指定ごみ袋制度によるごみ処理有料化によって不法投棄の増加が懸念されるため、不法

投棄の防止、発生抑制など、廃棄物の適正処理を図るための努力義務の条文追加及び条項のずれを解消しようとするもので、9月定例会で可決されました条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第60号「尾鷲市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」につきましては、地域主権改革一括法の整備により廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正が行われ、一般廃棄物処理施設技術管理者の資格基準が見直されたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第61号「尾鷲市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について」につきましても、地域主権改革一括法の整備により、土地改良法の一部改正に伴い、条項のずれを解消しようとするものであります。

次に、議案第62号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」から議案第66号「平成24年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの5議案について御説明いたします。

今回の一般会計補正予算は、海洋深層水取水施設改良整備事業に係る起債の繰り上げ償還に伴う公債費の増額及び土砂災害情報相互通報システム整備事業費の追加が主なものであります。

それでは、お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第5号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で2億6,878万7,000円、国民健康保険事業特別会計で1億5,509万9,000円の追加、後期高齢者医療事業特別会計で4万5,000円の減額、病院事業会計で3,027万5,000円、水道事業会計で286万7,000円をそれぞれ追加し、これにより各会計を含めた予算総額を203億3,707万3,000円とするものであります。

まず、一般会計から御説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

13款国庫支出金は、555万4,000円の増額であります。これは、利用者の増などによる障害者自立支援給付費等国庫負担金297万8,000円の増額及び制度改正に伴う地域公共交通確保維持改善事業費補助金184万4,000円の追加が主なものであります。

14款県支出金は、2,011万3,000円の増額であります。これは、当初

予算に計上しました防犯灯整備事業及び第3号補正予算に計上しました津波避難ビル（NTT尾鷲ビル）の整備事業等に、地域減災力強化推進補助金1,055万9,000円が採択されたことによる追加並びに地籍調査補助金522万9,000円の増額が主なものであります。

16款寄附金は、16万円の増額であります。これは、ふるさと納税寄附金として、3名の方から御寄附いただいたものであります。

17款繰入金は、今回の補正財源として財政調整基金から2億925万9,000円を繰り入れるものであります。

19款諸収入は、540万1,000円の増額であります。これは、土砂災害情報相互通報システム整備事業受託事業収入1,700万円、三重県後期高齢者医療広域連合等への派遣職員2名分の人件費収入1,209万9,000円の追加及び尾鷲市水産物安定供給対策推進事業貸付金元金収入1,490万2,000円、尾鷲市地域公共交通活性化協議会受託事業収入941万1,000円の減額によるものであります。

20款市債は、2,830万円の増額であります。これは、防犯灯整備事業債2,720万円の増額及び上水道整備事業債110万円の追加であります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものについて、次のページで御説明いたします。

4ページをごらんください。

まず、各款共通の人件費は、特別職では、私と副市長の共済費2万円の増額、委員等では、委員報酬6万1,000円の減額、一般職では、給料で昇給及び人事異動等による287万3,000円の増額、職員手当等では時間外勤務手当等により2,087万2,000円の増額、共済費では負担率の改正により297万円の増額であります。

総務費では、一般管理費で、臨時職員4名分の賃金697万1,000円の増額、財産管理費で、財政調整基金積立金11万円の増額であります。

企画費は、交通体系関係事務経費で670万5,000円の減額であります。これは、制度改正で国からの補助金が直接運行事業者に支払われることになったことによる八鬼山線およびハラソ線の運行委託料710万5,000円の減額が主なものであります。

防災費は、情報収集及び発信経費で1,700万円の増額であります。これは、土砂災害情報相互通報システム整備工事請負費で、赤外線カメラ1台を含むカメラ6台を輪内地区と早田地区に設置する工事請負費で、事業費は全額受託事業収入として歳入されます。

諸費は、防犯灯整備事業で3,220万円の増額であります。これは、過疎対策事業債（ソフト分）の増額が見込まれることから、新たに防犯灯792基のLED化を推進しようとするものであります。

5ページをごらんください。

民生費では、社会福祉総務費の社会福祉一般総務費で1,090万円の増額であります。これは、紀北広域連合が実施するゆめ向井工場の増設事業費の追加などによる紀北広域連合分担金1,075万円の増額が主なものであります。

自立支援給付事業費は、介護給付・訓練給付費で595万6,000円の増額であります。これは、単価改正による入所支援事業費412万5,000円の増額が主なものであります。

介護保険費は、地域支援事業の前年度精算金656万2,000円の追加であります。

後期高齢者医療費は、前年度保険料負担金等の精算に伴い、後期高齢者医療事業特別会計に431万3,000円を繰り出すものであります。

衛生費では、保健事業普及費の母子保健事業で138万円の減額であります。これは、対象者の減による妊婦健診等委託料の減額が主なものであります。

清掃総務費は、環境美化推進事業で236万9,000円の増額であります。これは、平成25年度から指定ごみ袋制度による家庭系一般ごみ処理の有料化を開始するに当たり不法投棄の増加が懸念されることから、不法投棄防止啓発看板及び見回り用の軽トラックを購入するものであります。

上水道整備費は、新桂山配水池更新事業に係る水道事業会計負担金111万4,000円を増額するものであります。

農林水産業費では、林業振興費の有害鳥獣対策事業で、依然として有害鳥獣の被害が発生していることから、有害鳥獣捕獲奨励金として、30頭分45万円を増額し対応するものであります。

林道開設改良費は、県単林道整備事業として林道川原木屋線の改良工事請負費300万円の追加が主なものであります。

水産振興費は、水産振興貸付金で1,490万2,000円の減額であります。

これは、現在、梶賀浦と尾鷲湾で実施している増殖礁の追加設置を計画しておりましたが、既存のモニタリングとメンテナンスのみが認められ、追加設置が認められなかったことから減額を行うものであります。

漁港建設費は、漁港海岸事業で104万5,000円の増額です。これは、昨年の台風12号により崩落した早田漁港臨港道路のり面について、県の治山事業によるのり面整備工事が今年度中に完了する見込みであることから、仮設防護柵の撤去工事請負費を追加するものであります。

6ページをごらんください。

土木費では、土木総務費の地籍調査事業で、賀田地内で実施している地籍調査区域の拡大及び進捗を図るため、767万9,000円を増額するものであります。

消防費では、常備消防費で、三重紀北消防組合負担金655万3,000円の減額であります。これは、退職者1名分の人件費の減額及び消防ポンプ自動車購入費の額の確定による減額が主なものであります。

教育費では、学校管理費（小学校）の小学校施設整備事業で108万3,000円の増額であります。これは、尾鷲小学校防火・防排煙設備外修繕料の追加であります。

教育振興費で、みえの森っ子まなびや・活動事業10万円の追加であります。これは、尾鷲の森の様子を知り、自然界に息づく森や林の役割を実感させると同時に、森や自然と共生していくあり方を考えられるようにすることを目的に、事業費全額を県補助金で実施するものであります。

文化会館費で、文化会館管理運営費959万1,000円の増額であります。これは、非常用発電機が機能しなくなったため、新しいシステムによる予備電源更新工事請負費の追加であります。

公債費では、公債費元金1億5,580万円の増額であります。これは、海洋深層水取水施設改良整備事業債において船舶所有者等責任制限手続に基づく配当金が本市に歳入されたことによる繰り上げ償還金1億500万円及び尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業債において国庫補助金が増額されたことによる繰り上げ償還金5,080万円を追加するものであります。

7ページをごらんください。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。

5款農林水産業費2項林業費の県単林道整備事業についてであります。これは、

平成23年の台風12号による災害復旧事業の進捗状況の関係で、年度末の完成が難しいことから繰越事業とするものであります。

次に、債務負担行為の追加補正について御説明いたします。

追加であります。公用車集中管理業務委託料が、14件の全てにおいて、現在の債務負担行為期間が満了することから、新たに更新するものであります。その期間及び限度額につきましては、記載のとおりであります。

なお、尾鷲市クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託料につきましては、従前は期間を3年間としておりましたが、安全性の確保と経費の削減につながることから、その期間を6年間、限度額を12億6,000万円とするものであります。

8ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は1億5,509万9,000円を追加し、歳入歳出総額を29億5,565万2,000円とするものであります。

歳入は、国庫支出金8,511万4,000円の減額と療養給付費等交付金9,425万1,000円、前期高齢者交付金8,929万円。繰入金では、財政調整基金繰入金4,879万2,000円の増額が主なものであります。歳出は、人件費の減額などによる総務費714万3,000円の減額と保険給付費の1億1,148万円、後期高齢者納付金等3,519万1,000円の増額が主なものであります。

次に、債務負担行為であります。

国保税軽減特例措置延長に伴うシステム改修委託料で、期間を平成25年度とし、限度額を126万5,000円とするものであります。

9ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は4万5,000円を減額し、歳入歳出総額を5億5,266万6,000円とするものであります。

歳入は、後期高齢者医療保険料435万8,000円の減額、繰入金431万3,000円の増額は、前年度保険料負担金等精算金として一般会計から繰り入れるものであります。歳出は、人件費分として総務費4万5,000円の減額であります。

続きまして、企業会計について御説明いたします。

10ページをごらんください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出では、支出で外部医師への応援依頼の増及び光熱水費等の増による医業費用3,024万円の増額と医業外費用5万8,000円の減額が主なものであります。

資本的収入及び支出では、収入で投資返還金139万9,000円の増額であります。これは、学資貸与金返還金の増額によるものであります。

11ページをごらんください。

水道事業会計であります。

収益的収入及び支出では、支出で動力費等の増による営業費用308万9,000円の増額と営業外費用22万2,000円の減額であります。

資本的収入及び支出では、収入で新桂山排水池更新事業補助金として111万4,000円を一般会計から受け入れるものであります。

次に、議案第67号「尾鷲市斎場の指定管理者の指定について」につきまして、地方自治法第244条の2第5項の規定により、有限会社小倉葬具店に指定期間を5年間と定めて指定管理を行うに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

さて、私は平成21年7月に市政運営を任された際、公平、公正、透明を信条に、市民とともにつくる新しい尾鷲を目標に掲げました。市民と議会、そして行政が同じ目標に向かい、ともに考え、ともに議論し、元気な尾鷲を取り戻すことを第一義として、現在まで精魂込めて取り組んでまいりました。

しかしながら、長引く景気の低迷、さらに東日本大震災による国の事業や予算の大幅な見直しなどは、財政力が弱い本市に影響を大きく及ぼしております。

一方、市民ニーズは、より一層日常生活の安全安心を求めています。また、地方分権改革、地方主権改革など、地方自治体は、自己責任、自己決定に基づく自立した行政運営が求められ、市民にとって身近な自治体である市の役割がますます重要になってきております。

本年度よりスタートした第6次尾鷲市総合計画の将来都市像を「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」としました。これを実現するには、現在のこの難局を乗り越え、未来を展望できるよう努めなければなりません。また、3年前に掲げた市民とともにつくる新しい尾鷲の理念のもと、政策、施策の展開を図る必要があります。

市民の皆様が、希望を持って、安心して暮らせるまちづくりを推し進めるとと

もに、トップセールスで本市が持つ魅力を発信し、地方だけでは解決できない課題については、今まで培ってきたネットワークを発揮して、国や県などと連携して解決していきたいと思っております。特に、防災対策の推進、尾鷲らしい産業の創造、おわせ人づくりについては、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

このことが、今、私に課せられた最大の責務であるとの認識のもと、引き続きその任に当たる決意をここに表明する次第であります。

議長（三鬼孝之議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第15、議案第68号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（三鬼孝之議員） ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、人事案件1件について御説明いたします。

議案第68号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」につきましては、尾鷲市教育委員会委員小川百合子氏の任期が、平成24年12月7日をもって任期満了となります。当氏は、教育行政に関し理解があり、実直、誠実で、人格、識見ともすぐれた方であり、教育委員として適任であると考え、引き続き選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議長（三鬼孝之議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、人事案件でもあり、会議

規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思います。
これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第15、議案第68号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第68号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第16、報告第10号「専決処分事項の承認について(平成24年度尾鷲市一般会計補正予算第4号)」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告第10号につきましては、朗読を省略し、ただちに説明を求めます。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) それでは、報告案件について御説明いたします。

報告第10号「専決処分事項の承認について(平成24年度尾鷲市一般会計補正予算第4号)」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

今回の専決処分は、去る11月16日に衆議院が解散し、12月16日に衆議院議員選挙が執行される予定となっており、選挙事務に係る準備を早急に進めていく必要があることから専決処分を行ったものであります。

それでは、尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の1ページをごらんください。

歳入歳出それぞれに1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億2,462万1,000円としたものであります。

3 ページをごらんください。

歳入では、14 款県支出金3 項委託金1,600 万円の増額であります。これは、衆議院議員選挙執行委託金1,600 万円の追加であります。

4 ページをごらんください。

歳出では、2 款総務費4 項選挙費1,600 万円の増額であります。これは、投開票事務に携わる選挙管理委員の報酬及び職員の時間外勤務手当並びに開票集計システム導入費用の追加が主なものであります。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告第10号に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第16、報告第10号「専決処分事項の承認について（平成24年度尾鷲市一般会計補正予算第4号）」を採決いたします。本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。よって、報告第10号は、承認されました。

次に、日程第17、報告第11号「須賀利巡航船有限公司の平成24年度決算及び平成25年度事業計画（清算事務）について」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告第11号につきましては、朗読を省略し、ただちに説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 報告第11号「須賀利巡航船有限公司の平成24年度決算及び平成25年度事業計画（清算事務）について」につきましては、副市長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 副市長。

〔副市長（横田浩一君）登壇〕

副市長（横田浩一君） それでは、報告第11号「須賀利巡航船有限会社の平成24年度決算及び平成25年度事業計画（清算事務）」について御説明いたします。

この報告は、本市が須賀利巡航船有限会社に資本金の3分の2を出資していることから、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、同社の経営状況を報告するものであります。

まず、平成24年度の決算について御報告いたします。

お手元の第22期決算報告書の1ページ、貸借対照表をごらん願います。

資産の部の流動資産は345万4,680円で、内訳は、現金預金が343万5,280円、売掛金が1万9,400円、同じく資産の部の固定資産は、有形固定資産が3万5,912円で、内訳は、船舶が2万9,673円、備品が6,239円であります。その結果、資産の部の合計は349万592円となっております。

次に、負債の部は、流動負債が758万2,126円で、内訳は、短期借入金700万円、未払金が45万6,096円、未払法人税等7万円、預り金5万6,030円であります。

純資産の部につきましては、資本金が300万円、繰越利益剰余金がマイナス709万1,534円で、資本金と繰越利益剰余金を合わせたマイナス409万1,534円が純資産の合計であります。その結果、負債純資産の部の合計は349万592円となっております。

次に、2ページの損益計算書をごらんください。

売上総利益は、旅客運賃収入と小荷物運賃収入の合計274万4,100円あります。

販売費及び一般管理費1,049万6,270円で、内訳は、3ページの販売費及び一般管理費に記載のとおりであります。

売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた775万2,170円が営業損失で、これに補助金などの営業外収益846万9,084円を加え、営業外費用3万4,704円を差し引いた額、経常利益は68万2,210円あります。

今期、特別利益、特別損失がなく、この経常利益が税引前当期純利益となり、法人税及び住民税等を差し引いた当期純利益は61万2,210円となっております。

続きまして、4ページをごらん願います。

株主資本等変動計算書ですが、前期末残高の純資産合計に当期変動額合計を加えますと、純資産合計の当期末残高はマイナス409万1,534円となり、1ページの貸借対照表の純資産の部合計と同額となっております。

以上が平成24年度の決算報告であります。5ページには監査報告を添付しております。

続きまして、須賀利巡航船有限会社の解散に伴う清算事務についてであります。清算年度となる平成25年度の事業計画を1ページに、清算のための予算を2ページにお示しさせていただきました。

同社につきましては、本年9月30日をもって運行を終え、翌日より1年間を清算のための年度とし、清算人として、代表取締役谷口昇氏を選任いたしました。今後、県補助金や市補助金などにより清算事務を行うとともに、現在、船舶や浮き桟橋の売却に向けての事務手続を進めているところであります。

予算につきましては、第22期末における純資産合計マイナス409万1,534円を清算するためのものとなっておりますが、船舶等の売却の可否次第で流動的などところがあることから、資本金の権利の放棄の議決につきましては、清算方法が確定した時点でその可否を判断したいと考えております。

以上をもちまして、報告第11号「須賀利巡航船有限会社の平成24年度決算及び平成25年度事業計画（清算事務）」についての御説明とさせていただきます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告第11号に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。

7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） 先ほど副市長のほうから決算と清算についての御説明をいただいたんですけども、初歩的な簡単な質疑をしたいんですけども、今の提案説明の23ページで、船舶や浮き桟橋の売却に向けて現在事務手続を進めているという説明があったんですけど、今の説明でいきますと、恐らく巡航船を誰か買っただけの人がいるのかな、また、一方では、この浮き桟橋を、漁業関係だと思っただけの人がいるのかなというような感じがしたんですけども、いま一度詳しい説明を願いたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 市長公室長。

市長公室長（奥村英仁君） 先ほどの御質問ですけれども、船舶について、今現在2社2名の方が、売却についての問い合わせがあります。それで、予定としては、今月中に広告等を出してお知らせして、入札は来年1月に行いたい、その後、引き渡しは1月の末から2月にかけて行いたいと考えています。

それと、浮き栈橋については、実は2基あります。これについて、船とあわせて利用していただくことが可能かということで、これについての売却も検討しているということでございます。

議長（三鬼孝之議員） 7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） 今の船については問い合わせが2件あって、来年公募して入札ということですが、できる限り、減価償却も終わっているで、約3万以内の金額じゃなしに、もっと高価な金額で落札をしていただきたいと思うんですけども、その件についてはよろしく願いいたしたいと思います。

その栈橋の件、となると、船を買った人が利用するというので理解したんですけども、それでよろしいんですかね。

それと、僕、ある海の関係者に聞きますと、尾鷲市は湾内全体で浮き栈橋の数が少ないらしいです、極端に。尾鷲市の港、海岸というのが。できる限り、この方に言わずと、いろんな防災面だとかいろんな面を考えて、浮き栈橋はできるだけ多くの港、岸壁にあるほうが、潮の干満等の影響のときに、大変よろしいんじゃないんですかというような感じがありますので、船舶の、船の乗りおりの、この巡航船にかかわるだけじゃなしに、もしできたら、これからもいろんな浮き栈橋を行政執行の中で考えていただきたいなと強く要望をしておきたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

答弁も。

議長（三鬼孝之議員） 市長公室長。

市長公室長（奥村英仁君） 巡航船の利用について、その際に、購入していただいた方が栈橋を利用する可能性もあるということで、船舶と栈橋をまずは分けて競売にかけたい。その後、もしだめな場合は、あくまでも会社の財産ですので、それをまず売却を第一に考えて、その後、もしなければ、市内の漁協さんとかにお声もかけて、御利用について検討していただけないかということを思っています。

議長（三鬼孝之議員） 7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） 特に、私、栈橋について、できたら漁協関係でというよりか、いろんな災害面も含めた意味で、できるだけ僕は、本来、別に入札公募するほう

がいのじゃないのかなという思いがいたしておりますけども。やはり船と栈橋とセットという、一方では考え方もありますので、できる限り、それなりに市民ニーズに近いような形ができましたらお願いをいたしたいと思います。ありがとうございました。

議長（三鬼孝之議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題の件は報告でありますので、これをもって終結いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） ちょっとおくれましたね。

16番、真井紀夫議員。

16番（真井紀夫議員） 今の件で、よろしいんですけど、ちょっと私、風邪ぎみで、頭がもうろうとしておったもんでと思うんですけど。

市長は、この資料でもって提案説明をしていただいたと思うんですけども、そんな中で、途中で、何かよく理解できない、一般市政を受け持っていきたくとかどうかと言われた、その辺、どこに書いてあるんかと思って、この資料も探さんです。書いていないんです。

もう一度、どうも大事なことのようですので、はっきりとひとつ説明をお願いしたい。（「議長、質疑か何かははっきりして」と呼ぶ者あり）いやいや、18ページのところで、何か違うことを言われたように思うんですけど。その辺きちっと説明していただきたいと思うんですけども。この際ですから。

議長（三鬼孝之議員） 真井議員、今の質疑にならんというか、指摘だと思うんですけども、この報告、市政報告には記載しておりませんが、先ほど市長が申し述べたこと、再度これに挿入して全員に配付いたしますので、その辺で御了解いただきたいと思います。

16番（真井紀夫議員） わかりますか。18ページのところで、表明いたしますと、こう言われた、くだんのところですけども。

議長（三鬼孝之議員） わかっております。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、あす5日水曜日から9日日曜日までを休会とし、10日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前11時12分〕